

資料 5

株式会社恵が運営する障害福祉サービス事業所に 関する市内事業所向け説明会 次第

日時 令和6年7月25日(木)
15時30分から16時30分
オンライン開催

- 1 株式会社恵に関する行政処分の内容について
- 2 豊橋市における利用状況について
- 3 利用者への支援体制について
- 4 質疑応答、意見交換

配布資料

- 資料1 豊橋市における行政処分の内容について（報道発表資料）
- 資料2 県内における行政処分の内容について
- 資料3 株式会社恵の不正行為等への対応について（厚生労働省資料）※抜粋
- 資料4 連座制適用事業所一覧（東三河南部圏域のみ抜粋）
- 資料5 豊橋市支給決定者のグループホームふわふわの利用状況
- 資料6 グループホーム受入可能人数（愛知県資料）
- 資料7 株式会社恵が運営する障害者グループホーム利用者への支援体制



令和 6 年 6 月 26 日（水）

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部効力を停止します

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく監査の結果、不正・不当な運営を行っている以下の事業者について行政処分を行うこととし、本日、事業者に対し当該処分について通知しました。

1. 事業者の概要

- (1)事業者名 株式会社恵
 (2)所在地 東京都港区芝五丁目 3 番 2 号 +SHIFT MITA 6 階
 (3)代表者名 代表取締役 中出 了輔

2. 対象事業所及び行政処分の概要

	グループホームふわふわ岩屋	グループホームふわふわ下地
(1)所在地	豊橋市岩屋町字岩屋下 96-1.	豊橋市下地町字野箱 57-1.
(2)事業の種類	共同生活援助（日中サービス支援型）	共同生活援助（日中サービス支援型）
(3)利用定員	20 人	17 人
(4)利用者	20 人（令和 6 年 6 月 19 日時点）	15 人（令和 6 年 6 月 19 日時点）
(5)指定年月日	令和 3 年 2 月 1 日.	令和 4 年 6 月 1 日.
(6)処分内容	指定の一部効力停止 （新規利用者の受入停止 6 か月）	指定の一部効力停止 （新規利用者の受入停止 3 か月）
(7)効力停止期間	令和 6 年 6 月 26 日から 12 月 25 日まで	令和 6 年 6 月 26 日から 9 月 25 日まで
(8)処分理由	<p>●人格尊重義務違反 （法第 50 条第 1 項第 3 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食材料費を過大に徴収したことは、経済的虐待にあたる。 <p>●不正請求 （法第 50 条第 1 項第 6 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 3 年 2 月から令和 5 年 11 月まで、サービス提供を行っていないにもかかわらず日中サービス支援型共同生活援助サービス費を請求した。 ・令和 3 年 2 月から令和 5 年 11 月まで、加配要件をみたしていない、または夜間支援をしていないにもかかわらず夜勤職員加配加算を請求した。 	<p>●人格尊重義務違反 （法第 50 条第 1 項第 3 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食材料費を過大に徴収したことは、経済的虐待にあたる。 <p>●不正請求 （法第 50 条第 1 項第 6 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 4 年 6 月から令和 5 年 11 月まで、サービス提供を行っていないにもかかわらず日中サービス支援型共同生活援助サービス費を請求した。 ・令和 4 年 6 月から令和 5 年 11 月まで、加配要件をみたしていない、または夜間支援をしていないにもかかわらず夜勤職員加配加算を請求した。

3. 経済上の措置

	グループホームふわふわ岩屋	グループホームふわふわ下地
(1)全体 ^{※1}	不正請求額 3,209,274 円	不正請求額 1,133,778 円
	加算金 ^{※2} 1,283,709 円	加算金 ^{※2} 453,511 円
	返還額合計 4,492,983 円	返還額合計 1,587,289 円
(2)豊橋市分	不正請求額 2,062,536 円	不正請求額 892,249 円
	加算金 ^{※2} 825,014 円	加算金 ^{※2} 356,899 円
	返還額合計 2,887,550 円	返還額合計 1,249,148 円

※1. 豊橋市以外のサービス支給決定市区町村分を含む。

※2. 法第8条第2項に基づき、40%を乗じて得た額を加算。

4. 利用者について

グループホームふわふわ岩屋、グループホームふわふわ下地のいずれも、新規利用者の受入停止処分のため、現利用者のサービス提供に関して影響はありません。

問合せ先 福祉部 障害福祉課
課長補佐 鈴木(電話 0532-51-2329)

資料 2

県内における(株)恵が運営するグループホームへの行政処分の内容

	更新年月日	事業所名	所在地	定員	処分内容	効力発生日
1	2024年10月1日	ふわふわ西尾	西尾市	30	一部効力停止(12か月)	8月1日
2	2025年8月1日	ふわふわ春日井	春日井市	10	一部効力停止(6か月)	8月1日
3	2025年11月1日	ふわふわ豊川	豊川市	20	一部効力停止(12か月)	8月1日
4	2026年7月1日	ふわふわ幸田	幸田町	20	取消	10月1日
5	2026年8月1日	ふわふわ天王通り	津島市	20	一部効力停止(12か月)	8月1日
6	2026年9月1日	ふわふわ豊明	豊明市	20	一部効力停止(12か月)	8月1日
7	2027年3月1日	ふわふわ神守	津島市	20	一部効力停止(6か月)	8月1日
8	2027年5月1日	ふわふわ大塚	蒲郡市	20	一部効力停止(12か月)	8月1日
9	2027年6月1日	ふわふわ瀬戸	瀬戸市	20	一部効力停止(12か月)	8月1日
10	2027年7月1日	ふわふわ名古屋西	大治町	20	一部効力停止(6か月)	8月1日
11	2027年12月1日	ふわふわ清須	清須市	10	一部効力停止(6か月)	8月1日
12	2028年5月1日	ふわふわ西尾桜町	西尾市	20	一部効力停止(6か月)	8月1日
13	2028年12月1日	ふわふわ北名古屋	北名古屋市	10	一部効力停止(3か月)	8月1日
県所管13事業所 定員240人						
14	2024年9月1日	ふわふわ	名古屋市	28	取消	8月31日
15	2025年3月1日	ふわふわ守山	名古屋市	28	取消	12月1日
16	2026年6月1日	ふわふわ天白	名古屋市	18	取消	12月1日
17	2026年8月1日	ふわふわ港	名古屋市	20	一部効力停止(6か月)	8月1日
18	2027年9月1日	ふわふわ北	名古屋市	20	取消	12月1日
19	2029年7月1日	ふわふわ小賀須	名古屋市	9	一部効力停止(12か月)	8月1日
名古屋市所管6事業所 定員123人						
20	2027年2月1日	ふわふわ岩屋	豊橋市	20	一部効力停止(6か月)	6月26日
21	2028年6月1日	ふわふわ下地	豊橋市	17	一部効力停止(3か月)	6月26日
22	2026年10月1日	ふわふわ美合	岡崎市	29	一部効力停止(12か月)	8月1日
23	2027年3月1日	MG Style 井田	岡崎市	29	一部効力停止(12か月)	8月1日
24	2028年3月1日	ふわふわ昭和	岡崎市	14	一部効力停止(6か月)	8月1日
25	2028年5月1日	ふわふわ小信中島	一宮市	20	一部効力停止(6か月)	6月26日
26	2027年2月1日	ふわふわ千足	豊田市	18	一部効力停止(12か月)	6月26日
27	2027年12月1日	ふわふわ浄水	豊田市	14	一部効力停止(6か月)	6月26日
愛知県合計27事業所 定員524人						



Press Release

報道関係者 各位

令和6年6月26日

【照会先】

社会・援護局障害保健福祉部

企画課長 江口 満

障害福祉課

地域生活・発達障害者支援室長 羽野 嘉朗

(代表電話)03(5253)1111 (内線 3005)

株式会社^{めぐみ} 恵 の不正行為等への対応について

障害者グループホーム等を運営する株式会社恵について、本日、愛知県及び名古屋市において、同社の運営するグループホーム事業所（5事業所）の指定取消処分が行われました。

厚生労働省においては、当該指定取消処分の理由である食材料費の過大徴収について株式会社恵の本社等による組織的な関与が認められることから、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく、いわゆる連座制を適用することとし、本日その旨を、同社及び関係自治体に通知しました。

これにより、指定取消処分の効力が発生する日から5年間、同社及び同社の役員等は、同一サービス等類型内の他の障害福祉サービス事業所の指定更新及び新規の指定を受けることができないこととなります。（指定取消処分の効力が発生する日のうち、もっとも早い日は令和6年8月31日である。）

厚生労働省においては、同社に対し、本日付で、各事業所における指定更新日までの間の障害福祉サービスの確実な提供や、利用者に対する継続的なサービスの確保等について、行政指導したところです。

また、厚生労働省としては、令和5年12月22日に同社の業務管理体制の整備についての改善勧告を行いました。が、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められましたので、本日、業務管理体制の整備についての改善命令を行いました。

1 事案の経緯

- 令和5年4月、愛知県より、株式会社恵の運営する複数のグループホームにおいて、利用者が支払う食材料費について過大徴収が行われているとの報告があった。
- 厚生労働省においては令和5年6月以降、障害者総合支援法第51条の3第1項の規定により、同社に対して業務管理体制に係る検査を実施するとともに、同年6月に各都道府県・指定都市・中核市に対し、同社の障害福祉サービス事業所の指定権者として同社の運営する障害者グループホームにおける検査等を実施するよう求める等、関係自治体との連携の下、対応を進めてきた。
- これらの検査の結果、障害者総合支援法第51条の4第1項の規定により、令和5年12月22日、同社に対して業務管理体制の整備に関する改善勧告を行った。
- また、各都道府県等は指定権者として同社の事業所の検査を進めてきたところ、本日、愛知県及び名古屋市において、同社の運営する障害者グループホームのうち5事業所について指定取消処分が行われた。

2 株式会社恵に対する対応

- ① 連座制の適用
- 障害者総合支援法第36条第3項第6号の規定により、障害福祉サービス事業所の指定取消処分の理由となった事実に関して、組織的な関与が認められた場合、いわゆる連座制（※）が適用されることとなる。
 - ※ 障害者総合支援法における、いわゆる連座制とは、一事業所等の指定取消において、当該障害福祉サービス事業者の取消の理由となった事実について、組織的な関与が認められた場合は、その障害福祉サービス事業者の同一サービス等類型内の他事業所等の指定又は更新の拒否につながる仕組みをいう。
- 愛知県及び名古屋市において、本日、株式会社恵の5事業所に対して行われた指定取消処分の理由として、いずれも、食材料費の過大徴収及び障害福祉サービス等報酬に係る不正請求等が認められている。
- 昨年6月以降、同社に対して行ってきた業務管理体制に係る検査の結果として、食材料費の過大徴収については、本社等の組織的な関与が認められたところであり、今般の指定取消処分に伴い、障害者総合支援法第36条第3項第6号の規定による、いわゆる連座制が適用される旨を、本日、確認したものである。

- 現在事業を行っている事業所に対する連座制適用の効果は、指定取消処分の効力が発生する日から5年間、指定更新及び新規指定を受けられなくなるというものであり、各事業所の指定更新日までの間は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所の指定の効力は継続することとなる。

② 改善命令

- 厚生労働省としては、令和5年12月22日に株式会社恵の業務管理体制の整備についての改善勧告（別添2）を行ったが、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められたため、本日、業務管理体制の整備についての改善命令（別添1）を行った。
- 同社の業務実態については、指定権者である各自治体の検査により、今般、障害福祉サービス等報酬の不正請求などの法令違反事実が新たに明らかになった。同社において、法令を遵守するとともに業務執行の状況を監査するといった業務管理体制が十分に機能していなかったことの証左であり、確実な改善への取組が求められる。

3 利用者のサービス確保に向けた対応

① 株式会社恵に対する行政指導

株式会社恵に対しては、障害保健福祉部長名で、本日付けで以下の事項を指導した（別添3）。今後、定期的に同社から、今後の事業に係る状況等の報告を求めている（最初の報告期限は、令和6年7月31日）。

- ・ 利用者や家族等に対する現状の丁寧な説明の実施
- ・ 同社の運営する各障害福祉サービス事業所において、指定更新の期日が到来するまでの間、確実なサービスの提供
- ・ 事業所の利用者に対する継続的なサービスの確保
- ・ 過大徴収した食材料費に係る返済の確実な履行
- ・ 国及び都道府県等に対する定期的な進捗状況等の報告

② 関係自治体との連携

- 各都道府県等に対して、本日、厚生労働省から以下の事項について通知したところであり、引き続き、都道府県等との緊密な連携の下、必要な支援を行っていく（別添4）。
- ・ サービスの確実な提供に関する指導の実施
- ・ 株式会社恵の事業所の利用者に対する継続的なサービスの確保に関する指導の実施
- ・ 相談窓口設置等による利用者やその家族等への必要な情報提供

- 厚生労働省及び同社の運営する障害福祉サービス事業所の指定権限を有する自治体とで構成する連絡会議を設置し、第1回目を6月28日に開催する。

③ その他

- 厚生労働省においても、利用者やその家族、関係自治体等からの問い合わせ窓口を設置する。

電話番号 03(3595)2500 (直通)

※ 月曜日から金曜日(祝日除く)、午前9時から午後7時

Mail gh-soudan06@mhlw.go.jp

(参考資料)

- 別添1 改善命令書(令和6年6月26日付)の概要
- 別添2 改善勧告書(令和5年12月22日付)の概要
- 別添3 厚生労働省から株式会社恵への指導事項(令和6年6月26日付)
- 別添4 各都道府県等に対する協力依頼通知(令和6年6月26日付)
- 別添5 株式会社恵による食材料費の過大徴収額及びその返還状況等
- 別添6 グループホーム事業所の指定更新日

(別添5) 株式会社恵による食材料費の過大徴収額及びその返還状況等

	恵の運営するグループホーム事業所数	うち過大徴収のあった事業所数	過大徴収額（総額）	過大徴収をしている者（総数）	未返還額（総額）	未返還分の食材料費がある者（総数）
茨城県	7	5	4,336,104	85	-（※）	-（※）
栃木県	4	3	3,585,422	46	-（※）	-（※）
群馬県	3	2	5,158,068	38	239,919	5
埼玉県	12	7	14,266,702	104	281,486	2
千葉県	13	11	25,035,937	260	1,306,684	12
東京都	2	1	344,161	41	0	0
神奈川県	3	3	6,816,203	84	1,186,732	25
静岡県	7	3	1,035,619	28	0	0
愛知県	13	13	100,620,850	306	2,751,846	13
仙台市	1	0	0	0	0	0
さいたま市	2	2	1,717,380	54	167,225	16
千葉市	3	3	1,582,821	36	1,178	1
川崎市	1	1	5,245,402	24	134,508	-（※）
相模原市	3	1	25,353	7	0	0
静岡市	1	1	218,617	6	0	0
名古屋市	6	5	71,680,862	207	6,170,220	34
福岡市	3	0	0	0	0	0
水戸市	1	1	2,809,479	31	389,945	3
宇都宮市	3	2	505,104	33	0	0
高崎市	1	1	28,117	4	0	0
前橋市	1	1	1,189,431	16	0	0
川越市	2	1	2,341,228	41	-（※）	-（※）
越谷市	1	0	0	0	0	0
船橋市	1	0	0	0	0	0
岐阜市	2	2	5,036,396	44	0	0
豊橋市	2	2	9,381,584	39	0	0
岡崎市	3	3	24,272,439	99	39,525	2
豊田市	2	2	10,649,056	42	0	0
一宮市	1	1	1,387,152	17	0	0
合計	104	77	299,269,487	1,692	-（※）	-（※）

注：上記の金額及び人数は、厚生労働省が6月20日時点で株式会社恵の運営する障害者グループホーム事業所の指定権者である都道府県等に確認し、回答のあった数値である。

※：茨城県、栃木県及び川越市の未返還額と未返還者数、川崎市の未返還者数は現在各自治体で確認中である。このため未返還額及び未返還者の合計欄については「-」としている。

(別添6) グループホーム事業所の指定更新日

各年度に指定更新日が到来するグループホーム事業所の数（指定取消対象除く）

	各年度に指定更新日が到来する グループホーム	定員数
令和6年度中	1箇所	30人
令和7年度中	2箇所	30人
令和8年度中	13箇所	286人
令和9年度中	32箇所	608人
令和10年度中	37箇所	582人
令和11年度中	14箇所	174人
	全99箇所（合計）	1,710人（合計）

(参考) その他の連座制の適用対象となる事業所

- ・生活介護（全28箇所）
- ・就労継続支援B型（全2箇所）
- ・居宅介護（全1箇所）
- ・重度訪問介護（全1箇所）
- ・短期入所（全103箇所）

※株式会社恵が展開するグループホームの多くを占める「日中サービス支援型」は、指定基準上、短期入所も併せて設置することとされている。

○連座制適用事業所一覧（東三河南部圏域のみ抜粋）

所在地	事業所名	事業形態	定員数	開設年月日	指定期間	次更新日	備考
豊橋市	グループホームふわふわ岩屋	グループホーム	20	2021/2/1	2021/2/1 ~	2027/1/31	日中サービス支援型
	グループホームふわふわ岩屋（短期入所）	短期入所	2	2021/2/1	2021/2/1 ~	2027/1/31	日中サービス支援型併設
	リル岩屋（生活介護）	生活介護	20	2021/2/1	2021/2/1 ~	2027/1/31	
	グループホームふわふわ下地	グループホーム	17	2022/6/1	2022/6/1 ~	2028/5/31	日中サービス支援型
	グループホームふわふわ下地（短期入所）	短期入所	2	2022/6/1	2022/6/1 ~	2028/5/31	日中サービス支援型併設
	リル下地（生活介護）	生活介護	20	2022/11/1	2022/11/1 ~	2028/10/31	
豊川市	グループホームふわふわ豊川	グループホーム	20	2019/11/1	2019/11/1 ~	2025/10/31	日中サービス支援型
	グループホームふわふわ豊川（短期入所）	短期入所	2	2019/11/1	2019/11/1 ~	2025/10/31	日中サービス支援型併設
	生活介護ふわふわ豊川（生活介護）	生活介護	20	2019/11/1	2019/11/1 ~	2025/10/31	
蒲郡市	グループホームふわふわ大塚	グループホーム	20	2021/5/1	2021/5/1 ~	2027/4/30	日中サービス支援型
	グループホームふわふわ大塚（短期入所）	短期入所	2	2021/5/1	2021/5/1 ~	2027/4/30	日中サービス支援型併設
	リル大塚（生活介護）	生活介護	20	2021/6/1	2021/6/1 ~	2027/5/31	

資料 5

○豊橋市支給決定者のグループホームふわふわの利用状況

事業所名 (グループホーム)	所在地	定員	利用者数	うち豊橋市の 支給決定者数
グループホームふわふわ下地	豊橋市	17	15	13
グループホームふわふわ岩屋	豊橋市	20	20	12
グループホームふわふわ豊川	豊川市	20	14	4
グループホームふわふわ大塚	蒲郡市	20	16	1
合計		77	65	30

2024年7月9日（火）
 愛知県福祉局福祉部障害福祉課
 事業所指導第一グループ
 担 当 黒野、鈴木
 内 線 3525、3234
 ダイヤルイン 052-954-6317

愛知県内の障害者グループホームの受入可能人数の調査結果について

愛知県では、2024年6月26日（水）に株式会社恵（東京都港区）の運営する障害者グループホーム（計13事業所）に対し、事業所の取消を含む行政処分を行いました。

また、同日、厚生労働省において連座制の適用が決定され、取消処分を受けた事業所以外のグループホームについても、指定の更新ができないこととなりました。

これにより同社のグループホームの利用者において転居が必要となるケースが想定されるため、転居を検討する際の参考となるよう、県及び県内各自治体の所管するグループホームに対して受入可能人数の調査を実施しました。その結果につきましては、下記のとおりです。

記

1 調査対象

県内全ての障害者グループホーム（804か所）

※県所管以外の事業所については、名古屋市、中核市、大府市（指定・調査の権限を県から移譲済）に対して、同様の調査の実施を依頼し、県でとりまとめた。

（調査時点 2024年7月1日）

2 調査結果（2024年7月8日現在）

回答数は534事業所、回答率は66.4%、受入れ可能とした事業所数は284事業所、受入可能人数は924人であった。

障害保健福祉圏域※	名古屋・尾張中部	海部	尾張東部	尾張西部	尾張北部	知多半島	西三河北部	西三河南部東	西三河南部西	東三河北部	東三河南部	計
受入可能事業所数	124	19	15	24	24	22	8	11	14	1	22	284
受入可能人数	471	44	53	60	60	65	19	35	59	1	57	924
定員（参考）	1,332	255	182	229	263	220	115	105	169	4	268	3,142
恵のグループホーム数	8	3	2	1	1	0	2	4	2	0	4	27
恵の利用者数	123	46	37	18	9	0	12	80	43	0	65	433

※障害保健福祉圏域・・・県の障害福祉計画及び障害児福祉計画において、事業者の活動状況や利用者のニーズに応じた広域的な単位を設定し、地域間の格差が生じないようなサービス提供の体制づくりを進めていく上で設定した区域。

3 今後について

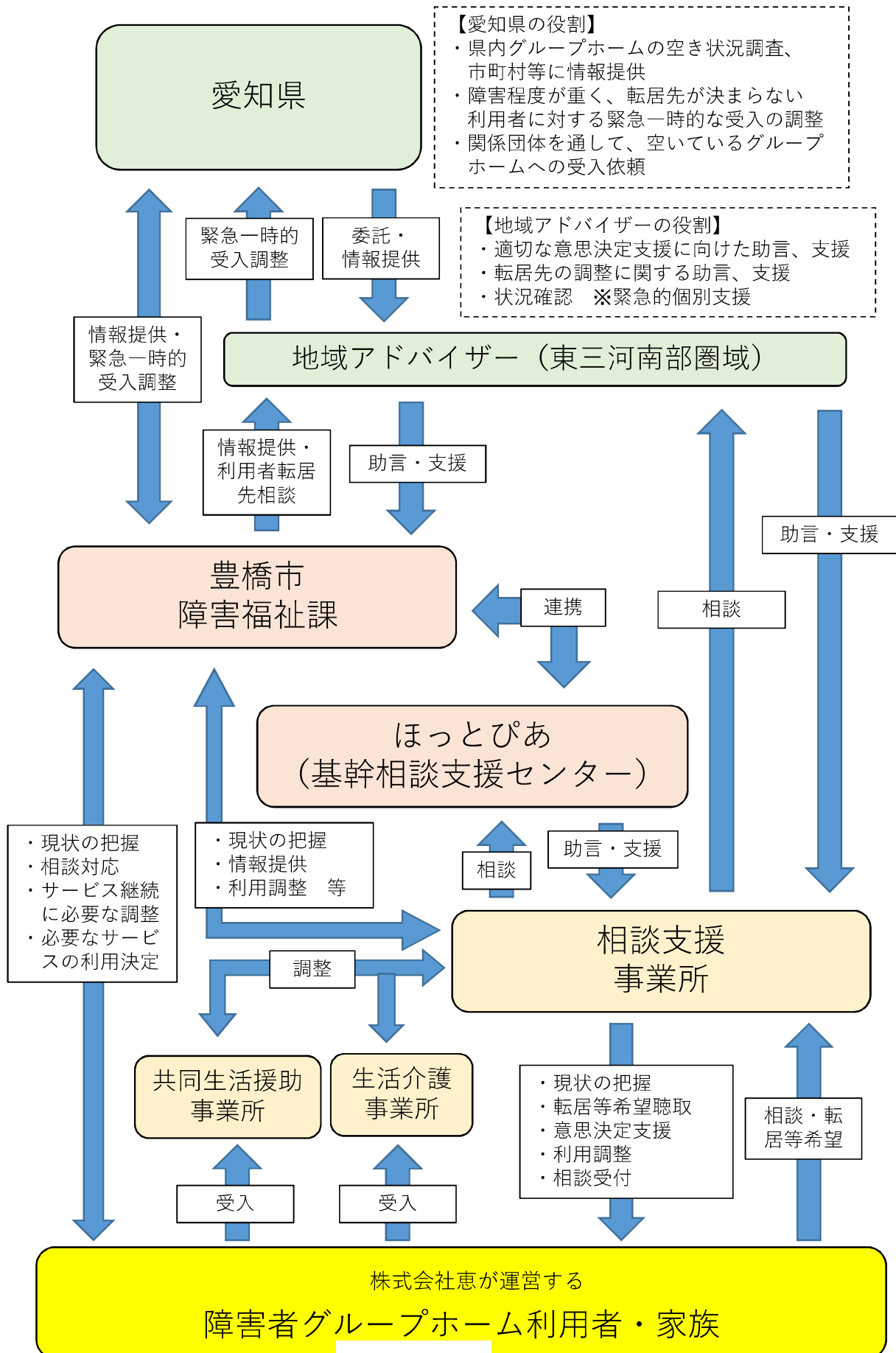
県は今後、受入れ可能なグループホームの連絡先等を含めた詳細な調査結果について、関係市町村ほか相談支援事業者（※）等の関係者に対し、利用者の転居先調整に活用できるよう速やかに情報提供を行う。

※相談支援事業者・・・利用者の障害福祉サービスの利用計画が適切かを検証し、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う者。

(参 考)

障害保健福祉圏域	圏域に属する市町村	株式会社恵の運営するグループホーム数	左記の利用者数
名古屋・尾張中部	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町	8	123
海 部	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村	3	46
尾 張 東 部	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町	2	37
尾 張 西 部	一宮市、稲沢市	1	18
尾 張 北 部	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町	1	9
知 多 半 島	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町	0	0
西三河北部	豊田市、みよし市	2	12
西三河南部東	岡崎市、幸田町	4	80
西三河南部西	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市	2	43
東三河北部	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	0	0
東三河南部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	4	65

株式会社恵が運営する障害者グループホーム 利用者への支援体制



働きたい人のための 勉強会

一般就労している人の
体験談を聞いてみよう！

主催：豊橋市障害者自立支援協議会 就労支援専門部会

令和6年
10月8日(火)
10:00～11:30
さくらピア
3F大会議室

障害や病気を持っていても
「今よりもっと働けるようになり
たい」と思っている方、
ぜひご参加ください！


参加費無料！

支援者の方も、
利用者の方々と
ご参加ください。

- **なぜもっと働きたいの？**
- お金が欲しい
 - 生き甲斐が欲しい
 - 趣味をもっと楽しみたい
 - 一人暮らしがしたい
 - 出合いが欲しい
 - 親がうるさい…
 - 理由は人それぞれ(*M)V

「働きたい！」
「でも、不安がいっぱい…」

就職を目指して頑張って活動しているみなさん！
実際の体験談を聞きながら、
自分の今とこれからの
考えてみませんか？

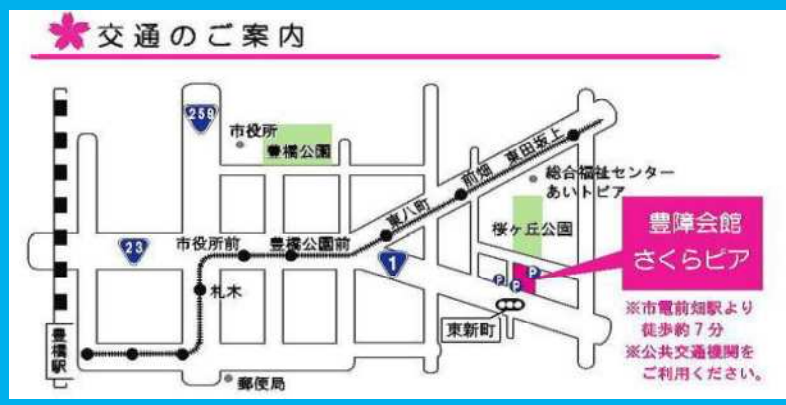


お問合せはこちらへ

とよはし総合相談支援センター ほっとびあ
☎0532-56-4111(担当:鈴木佐和子)

申込み方法

裏面をご覧ください





「働きたい！」という気持ちの中には、『自分もうまくやっ
ていけるのか…』『体調が心配…』『困った時にはどう
しよう…』など、たくさんの感情がうずまいていること
でしょう。



これまで一般企業で就労経験のない方はもちろんのこと、
働いていた経験がある方も、不安がいっぱいだと思います。
今回の勉強会では、就労に向けて訓練を行っている福祉
サービスを利用して就職された方にお越しいただき、どの
ように訓練をして就職先を探し、現在どのように働いてい
るのかなどをお話ししていただこうと思います。



経験談を聞くことで、「自分も頑張ってみよう」という気
持ちになってくれたら嬉しいなと思います。



豊橋市障害者自立支援協議会 就労支援専門部会 事務局一同

豊橋市障害者自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第77条第1項第3号に基づく相談支援事業をはじめ、地域の障害福祉に関するシステムづくりについて中核的な役割を果たす協議の場として、豊橋市障害者自立支援協議会設置要綱に基づき設置された協議会です。

令和6年10月8日(火) 働きたい人のための勉強会 申し込み

お申し込みは、下記のGoogleフォーム、またはメールでお願いします。

Googleフォーム



<https://forms.gle/QTszDLlpTTrMySjc8>

メール sawako-s@toyohashi-ssc.main.jp (担当：鈴木佐和子)

たくさんの  を集めて、作品をギャラリーに展示しよう！

第4回

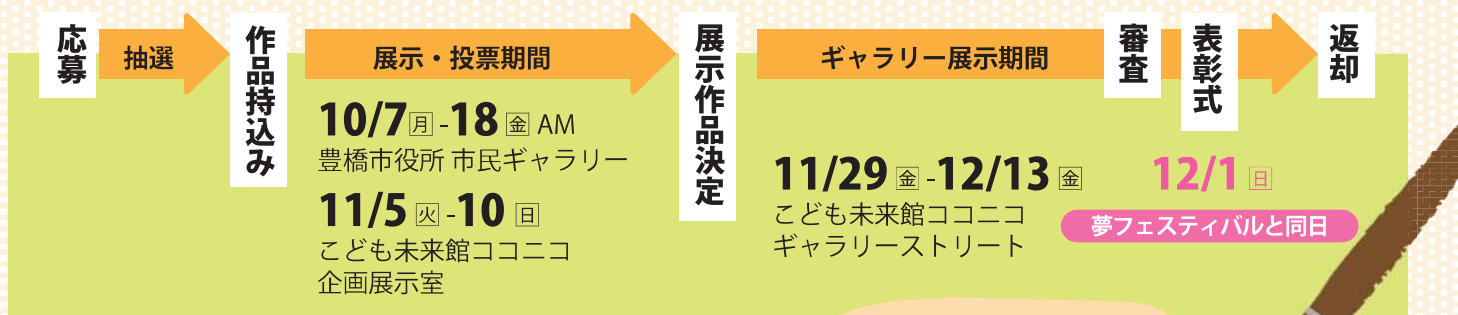
とよはし みんなの

まちなか

絵画展



スケジュール



お申込み方法

●参加できる方

- ・障害のある方で、豊橋市に在住・在勤等の方
- ・額装して、ほっとぴあまで持ち込み出来る方

●応募期間 7/15(月)-7/31(火)

●お申込み方法

下記QRコードから、またはEメールにて氏名・住所・連絡先・勤務先・作品タイトル(未定可)を明記し、件名に「まちなか絵画展申込み」と記入の上、ご送付ください。



絵画展申込専用フォーム

forms.gle/WLJtsUHAhqHmEC1W7

申込メール info@toyohashi-ssc.main.jp

※件名に「まちなか絵画展申込み」とご記入ください。

●当選通知

当選者の方に、展示方の詳細と合わせて順次ご連絡いたします。

●当選後の作品持ち込みについて

- ・期間 9/30(月)-10/4(月) 10:00-16:00
- ・場所 ほっとぴあ(日曜、祝日受け付け不可)

作品要件

お1人1作品 ※未発表のもの

- ・サイズ：八つ切り以上、四つ切以内
- ・テーマ：①フリー
②乗り物
③動物

※いずれか一つを選んで下さい。
※絵画であれば内容は問いません

お問い合わせ

とよはし総合相談支援センターほっとぴあ
愛知県豊橋市前畑町115番地 あいトピア2階

☎(0532) 56-4111

☐ info@toyohashi-ssc.main.jp